

令和7年度江南市国民健康保険税

(令和7年4月～令和8年3月)

① 課税の根拠

江南市の国民健康保険の保険料は地方税法及び江南市国民健康保険税条例等の規定により、国民健康保険税(保険税)として被保険者がいる世帯の世帯主(世帯主が被保険者でない場合も含む)が納税義務者となり、世帯主に課税されます。また、納税通知書などの市役所からの通知は、世帯主(納税義務者)あてに送られます。

② 国民皆保険制度

日本の医療保険制度は、すべての方が必ずいずれかの公的医療保険等に参加することになっています。そのため、国民健康保険の加入日は、手続きに来た日ではなく、今まで加入していた健康保険の資格を喪失した日となります。届出が遅れると、保険税もさかのぼって納付しなければなりません。

③ 保険税の額

保険税は、被保険者一人ひとりの所得等により計算し、世帯ごとにまとめて税額を算定します。税額は、次の医療分、支援分の合算額です。なお、40歳から64歳までの被保険者は介護分も合算します。

令和7年度江南市国民健康保険税		医 療 分	支 援 分	介 護 分
(1) 所 得 割	被保険者の令和6年中の所得の合計金額※から基礎控除43万円(注1)を差し引いた金額 ×	7.34%	2.92%	2.21%
(2) 均 等 割	被保険者1人につき(未就学児は1/2を減額)	30,600円	11,600円	12,300円
(3) 平 等 割	1世帯につき	20,800円	7,600円	6,300円
賦課限度額	所得割＋均等割＋平等割の上限額	66万円	26万円	17万円

※ 分離課税の所得も含まれます。
※ 転入された方は、その時点で所得金額が把握できないため、所得がわかるまでの間は、所得金額を0円として所得割額を計算します。後日、所得金額が判明した時点で、保険税を更正します。
(注1) 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除が43万円より少なくなります。

【算定例】 被保険者4人(世帯主41歳・妻37歳・子供2人(8歳、未就学児5歳))
世帯主の前年の営業所得300万円
妻・子供 所得 なし

	医 療 分	支 援 分	介 護 分
(1) 所得割	(3,000,000円－430,000円) × 7.34% = 188,638円	(3,000,000円－430,000円) × 2.92% = 75,044円	(3,000,000円－430,000円) × 2.21% = 56,797円
(2) 均等割	3人 × 30,600円 = 91,800円 未就学児1人 × 30,600 × 1/2 = 15,300円	3人 × 11,600円 = 34,800円 未就学児1人 × 11,600 × 1/2 = 5,800円	1人 × 12,300円 = 12,300円
(3) 平等割	1世帯につき 20,800円	1世帯につき 7,600円	1世帯につき 6,300円
計	(100円未満切捨) 316,500円	(100円未満切捨) 123,200円	(100円未満切捨) 75,300円

国民健康保険税 (医療分)316,500円 + (支援分)123,200円 + (介護分)75,300円 = 515,000円 (年額)

④ 月割課税

保険税は加入の届出をした月にかかわらず、資格を取得した月から喪失した月の前月までの月割りで課税します。(例、9月27日から加入するという届出を10月3日にした場合でも、9月分から課税されます。)

⑤ 軽 減

世帯の軽減の判定所得が一定以下のときは、その判定所得に応じて均等割額及び平等割額の7割、5割又は2割を減額します(軽減を適用するために申請は必要ありませんが、所得の申告がされていない場合や所得が把握できない場合は適用されません)。

未就学児は均等割額(7・5・2割軽減が適用されている世帯は軽減後の額)の1/2を減額します。

7割軽減 判定所得が43万円に、被保険者等で「給与所得」又は「公的年金等所得」がある人数から1を減じた人数につき10万を加えた金額を超えない世帯が該当

5割軽減 判定所得が43万円に、被保険者等で「給与所得」又は「公的年金等所得」がある人数から1を減じた人数につき10万を加えた金額に、被保険者等1人につき30.5万円を加えた金額を超えない世帯が該当

2割軽減 判定所得が43万円に、被保険者等で「給与所得」又は「公的年金等所得」がある人数から1を減じた人数につき10万を加えた金額に、被保険者等1人につき56万円を加えた金額を超えない世帯が該当

※下線部は、「給与所得」又は「公的年金等所得」がある人数が2人以上いる世帯にのみ適用されます。

・前年 12月31日時点で65歳以上の公的年金等所得は最大15万円控除されます。

・専従者控除が適用されている場合は適用前の金額となります。

出産(予定)被保険者は、産前産後期間中の所得割額及び均等割額が減額されるため、届け出てください。

⑥ 減 免

生活保護、失業・休業等で所得が大きく減少した方、長期の病気療養、災害で被災された方、身体障害者(1級～3級、腎機能障害者4級まで、進行性筋萎縮症者6級まで)や母子・父子家庭医療費受給資格者のうち18歳以下の子などがある世帯で、世帯の所得が一定以下の時は、申請により減免が受けられる場合があります。

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)に該当すると申請により軽減(給与所得を30/100として計算)を受けられる場合があります。[離職日の年齢が65歳未満で雇用保険受給資格者証又は受給資格者通知の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか]

⑦ 保険税の納め方

年金から徴収(天引き)する特別徴収と口座振替や金融機関等で納付する普通徴収があります。

I 特別徴収 [年金から徴収(天引き)]

次の(1)～(4)すべての要件に該当する世帯の保険税は原則、公的年金から徴収(天引き)します。

- (1) 世帯主の介護保険料が特別徴収であること
- (2) 世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- (3) 世帯内の国民健康保険の被保険者の方が全て65歳以上75歳未満であり、世帯主が年度内に75歳に到達しないこと
- (4) 世帯主の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険税と介護保険料を合わせて、その年金額の2分の1を超えないこと

特別徴収月	4月	10月
	6月	12月
	8月	2月

特別徴収から口座振替に納付方法の変更ができる場合があります。変更が可能な、保険年金課にお尋ねください。

4・6・8月分は仮徴収として令和7年2月分と同じ金額を徴収(天引き)します。10月分以降は確定した今年度の保険税額から4・6・8月分を差し引き、算定します。

II 普通徴収 [I 特別徴収以外の世帯]

確定した保険税額は、8月中旬に送付します。納期は第1期から第8期までの8回です。

※過年度分(年度をさかのぼって国民健康保険に加入した場合や所得の申告をした場合に、今年度の保険税とは別に納付していただくもの)は、毎月13日頃納付書を発送し、納期限はその月末になります。過年度分は、口座振替の取扱いはできません。

保険税の納付は、簡単で便利な口座振替をお勧めします。口座振替をご利用いただくと納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。取扱い出来る金融機関は江南市に本店・支店のある金融機関とゆうちょ銀行です。お手続きはゆうちょ銀行の口座の場合は直接ゆうちょ銀行・郵便局へ、それ以外の金融機関の場合は市役所収納課又は口座のある金融機関でお願いします。なお、お手続きには保険証、口座のお届け印が必要です。

期 別	納 期 限
第 1 期	9月1日
第 2 期	9月30日
第 3 期	10月31日
第 4 期	12月1日
第 5 期	12月25日
第 6 期	令和8年2月2日
第 7 期	3月2日
第 8 期	3月31日

⑧ 延滞金等

納期限までに納付されない場合、20日以内に原則、督促状を送付します。また、納期限後に納付すると、次の割合を乗じて得た額を延滞金として徴収します。

- (1) 納期限の翌日から1月間 年 2.4% (令和7年1月1日現在)
- (2) その後 年 8.7%

※延滞金の割合は変更になる場合があります。

問い合わせ先

江南市役所 保険年金課
国民健康保険グループ
0587-54-1111
内線232・233

